

## みよし市宿泊施設誘致事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、みよし市補助金等交付規則（平成13年三好町規則第2号）に定めるもののほか、市内において新たに宿泊施設を整備し、及び運営する事業者に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「宿泊施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の用に供する施設及びこれに付帯する施設をいう。

### (補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、中心市街地における宿泊施設を確保することにより、中心市街地及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

### (補助事業者)

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 市内において新たに宿泊施設を整備し、及び運営する事業者であって、別市長が行う宿泊施設整備事業者の公募において選定されたもの
- (2) 市税の滞納がない事業者

### (補助事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、前条第1号の公募において選定された補助事業者により整備された当該公募に係る宿泊施設（以下「選定宿泊施設」という。）に係る固定資産の取得に関する事業とする。

### (補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、選定宿泊施設が営業を開始した日以後に当該選定宿泊施設に課することとなった固定資産税（補助事業者に課するものに限る。以下同じ。）及び都市計画税（補助事業者に課するものに限る。以下同じ。）とする。

### (補助金額等)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の合計の10分の10に相当する額とする。

- 2 前項の場合において、補助金は、毎年度予算の範囲内において交付するものとし、1年度当たりの交付限度額は2,000万円とする。
- 3 補助金は、選定宿泊施設が営業を開始した日以後に最初に土地、家屋又は償却資産に係る固定資産税及び都市計画税を課することとなった年度から起算して5年度間交付するものとする。

### (交付申請等)

第8条 補助金の交付の申請をしようとする補助事業者は、みよし市宿泊施設誘致事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて当該年度の6月末

日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 法人の登記事項証明書

(2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定により交付を受けた検査済証の写し

(3) 土地、家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の納税通知書の写し

(4) 市税に滞納がないことを証する書類

2 前項の規定にかかわらず、既に同項第1号又は第2号に掲げる書類を提出している場合は、当該書類の提出を省略することができる。ただし、提出した書類の内容に変更が生じている場合は、この限りでない。

3 第1項の規定にかかわらず、同項第3号又は第4号に掲げる書類の内容を、補助事業者の同意を得て公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができるものとする。

（実績報告）

第9条 補助金の交付の決定を受けた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、みよし市宿泊施設誘致事業補助金実績報告書（様式第2号）に、土地、家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の納付を証する書類の写しを添えて当該年度の末日までに、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前項に規定する書類の内容を、補助事業者の同意を得て公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができるものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月16日から施行する。